

平成27年



とまり

議会だより



No.156

平成27年9月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 結城 智

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

平成
26年

第4回 定例会

会期 12月11日～16日

平成二十六年第四回泊村議会定例会は、去る十二月十一日に招集され、会期を十六日までの六日間と定め、開会初日十一日は、議長の諸般の報告と村長から行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、承認二件・議案一件を審議採決、その他の議案十二件の提案理由の説明を受けた後、議案等調査のため休会としました。
十六日に本会議を再会し、一般質問が行われた後、議案十二件を審議採決（否決一件）し、全日程を終了して閉会しました。

審議した議案

専決処分の承認を求めることについて
（平成二十六年度古宇郡泊村一般会計
補正予算 第三号）……………原案可決

公務補不在により、急ぎよ民間に業務委託するための経費として、歳出のみの補正で総額はかわりません。

専決処分の承認を求めることについて
（平成二十六年度古宇郡泊村一般会計
補正予算 第四号）……………原案可決

衆議院議員総選挙執行に伴う経費として、歳入歳出同額の三、四九八千円を追加して、総額四、一八二、四九八千円としました。

動産の取得について……………原案可決

一、物品名 泊中学校備品購入
（パソコン機器）

二、契約金額 一、八八〇千円

三、契約の方法 指名競争入札

四、納期 平成二十七年一月三十日

五、契約の相手方 株式会社 シナダ

条例の制定

泊村職員の定数に関する条例の制定について……………原案否決

条例の改正

泊村税条例等の一部改正について……………原案可決

用字用語の新表記、句読点等の整理、また地方税法と齟齬が生じており、その整合性を図るための改正です。

泊村健康保険税条例の全部改正について……………原案可決

用字用語の新表記、句読点等の整理、また地方税法と齟齬が生じており、その整合性を図るための全部改正です。

泊村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………原案可決

人事院勧告による期末手当の改正です。

泊村特別職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決

人事院勧告による期末手当の改正です。

泊村職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決

人事院勧告による職員の給与及び手当等の改正です。

泊村国民宿舎職員の給与等に関する条例の一部改正について……………原案可決

人事院勧告による職員の給与の改正です。

補正予算

平成二十六年古宇郡泊村一般会計補正予算(第五号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ一四、三一八千円を減額し、総額四、一六八、一八〇千円としました。

歳入のおもなもの

村税(固定資産税)

一一八、九九七千円増

財政調整基金繰入金

一四九、三六五千円減

歳出のおもなもの

神恵内線バス運行維持経費助成金

一四、八九八千円増

岩内協会病院救急医療政策的交付金

三、四五〇千円増

各特別会計繰出金

四、四四四千円減

平成二十六年古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ三二四千円を追加し、総額一〇四、八五二千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村国民宿舍特別会計補正予算(第三号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ三〇〇千円を減額し、総額六四、〇九四千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ一、一六五千円を減額し、総額六七、八一八千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ八、七四三千円を減額し、総額二五〇、七三八千円としました。

一般質問

酒井 元純 議員

□泊村執行方針の基幹産業(水産業)への取組みについて

□泊村執行方針の基幹産業(商工観光)への取組みについて

三浦 光博 議員

□不納欠損処分について

酒井 元純 議員

泊村執行方針の
基幹産業(水産業)への
取組みについて



泊村の重要な基幹産業への取り組みについて、執行方針で具体的に提言されております。後継者が希望と自信を持って、漁業振興を積極的に推進して行くと、言われております。今年度、九カ月過ぎました。これまで、漁業振興について、漁業関係者と協議し、これまでと違った、施策、事業に、取り組んでいるのか、お伺い致します。

す、財政支援や養殖事業への支援、企業努力、事業力などの話ではなく、基幹産業である水産業の振興活性に村としての政策、このたび村長が言われた後継者が希望と自信を持てる振興策、これまでと違った施策、何が必要でどの様な事業に取り組んでいるのか、について質問いたします。よろしくお願ひ致します。

ただし、これまで取り組んでおりま

牧野村長

おはようございます。それでは一般質問の通告について、申し述べさせていただきます。申すまでもなく、酒井議員さんの一点目でございます。基幹産業は水産業の取り組みということで答えさせていただきます。質問の内容の中で平成二十七年の事業については、また漁業協同組合の方から未提出でございます。そういう中で、村としての効率的な水産物の供給体制の確立と状況整備を計画的に進めて海域に適合した効果的な漁場づくり、増養殖事業を進めて魚価安定を図ることを施策として、漁業協同組合とも協議をしながら、進めていくというのが、私どもの目標でございます。それと同時に、青年部が考えているところの計画、活性化事業に対しても、協議をしながら進めてまいりたいと思っております。年数のことについてお伺いされておりますけれども、これは基幹産業ということになるとあくまで年数を決めてというのものはなかなかできない中で私共は目標を持っているわけでございます。そういう中でまず五点について私どもは考えていることをお話し申し上げたいと思っております。まず一点目は、これは漁港の整備の推進と生活環境の整備でございます。これは

漁民の方々の生活安定を図るという意味合いからうたつてございます。それと二つ目は漁場の造成や増養殖によるところの安定した資源づくり、これにつきましても、先ほどお話し申し上げましたようにウニ、ナマコ、それから今まで進めていたところのホタテの関係の増養殖、それについても推進することは当然、やっていかなければならないと考えてます。これに関連してご承知のとおり、三つ目なんですけれども、トドの野生の水生物の共存によるところの漁業の生産の確保でございます。これも国、道、揚げてこれらの野生動物に対する対応をしていくということ、それなりの国、道の予算をつけていただいて、徐々にこの対策を練っているところがございますけれども、これに係るところのの違いに対しては、やはり村としても対応していかねければならないかなとこのように思っています。それと組合のみならず、関係機関との関係で他町村との交流と多角的な魚家経営の促進でございます。これは漁獲したものに對する物資の販売物流を含めての促進という考え方で捉えていた、だいたいと思えます。最後に漁業経営者を中心とした、漁業の経営改善、若者が就業できる環境づくりという施策を今、現在も進めさせていた、だいたいと思えます。実際のには全国の漁業の修了者の保育センターというところがございまして、実際には新規漁業就労者を今のところ一名採用し

たという経緯もございます。こういうような関係を目標にものづくり、人づくり、そして特産品の開発を含めた関係で、漁業協同組合と協議しながら、基幹産業の育成を図つてまいりたいとこのように思っております。そういうことで、私どものほうは今年度もこの対策を講じていきたいなとこのように思っております。

酒井元純議員（再質問）

水産業振興の取り組みにつきまして、非常に難しい問題であることは承知しております。現在取り組んでいる、事業につきましても、今日、明日、結果、効果が、出てくるという、ものではない訳で、農業のように、春に種蒔き、秋に収穫が、出来る、ものと違い、水産業の育てる漁業の取り組みは一定の期間が必要な訳です、全国の水産業を基幹産業としている市町村は同じ悩み、課題を抱え、その、解決に官民挙げて、知恵、工夫を出しあい、事業者が一体となり、長年取り組んで来た結果、花が咲き、実がなり、その実を六次産業の事業化で、漁業者の収入増となり、漁業経営の安定、漁業経営が安定することにより、後継者の問題や、若年のユーターンについて効果が出てきた市町村が多くなってきていると聞いております。村長も一体となつて、

進めていきたいといわれております。泊村に則した、独自の取り組み、事業化の実現に向け、村が主体性を持ち、積極的に支援を強化していくべきと思えますが、村長の独自産業化の取り組みに対する考え、お伺いします。

牧野村長

議員さんのおっしゃるとおりですね。これは紛れもない、これは村の基幹産業ということでございますし、これが一般住民の方々が更には道、国に對する支援ということを含めながら、お願いしながら進めていく事業というように考え方もありますし、それを含めて、この独自産業、当然、こういうことには発展していくことでございまして、十分それを認識しながら、漁業協同組合と協同の中で、積極的に進めてまいりたいと思えます。

酒井元純議員（再々質問）

水産業は村の重要な基幹産業であります、真剣に取り組んで戴きたい。育てる漁業の取り組み、養殖事業の取り組みは、長い年月と、多くの財源が必要となります。国、道においても、漁業の衰退は、日本の食文化の危機で

あると、漁業の問題、後継者問題について検討始めたと聞いております、養殖事業等の取り組みに対し、支援、助成の増額も視野に入れていられると言われております。このような、取り組み、制度を活用して、村としても積極的に取り組みを強化して行くべきと思っております、村長の考え、決意についてお伺いします。

牧野 村長

ただいま、お話ししましたとおりもう十分、漁業協同組合の施策を支援するということよりも、村の事業としてとらえながら積極的に進めてまいりたいと思っております。

酒井 元純 議員

泊村執行方針の基幹産業 (商工観光)への取り組みについて

商工業・観光業の振興活性化の取り組みについて、村長は、商工業、観光業の振興策について、商工業、観光業、建設業の発展のために各種事業を継続しながら、経済の活性化と安定向上のためにも、一貫とした活性化策を図っていかねければと、いわれております。村長の言われる、一貫した、活性化の政策、施策の内容について質問いたします。これまでの答弁では地域活性化事業のプレミアム商品券発行に対する助成をしていることを言われておりますが、確かに、地域消費の上で一定の効果があることは事実であります、

この取り組みは、カンフル剤的なもので、一時的に効果はありますが、長期的な振興活性化の取り組み、政策ではないと思ひ、村づくり施策商工業、観光業の経営安定向上に繋がる政策、取り組みについて、急激な人口減少に対する政策、移住者への取り組み、政策、少子高齢化、人口減少により消費の落ち込みは死活問題であり、商工業者にとりまして重要な問題であります。泊村への移住者対策、雇用の問題などの施策が重要で、人口が増える事により消費の増加につながり村の活性化が図られ、経営安定、向上に繋がるそうし

た、取り組み、政策について質問します。

牧野 村長

それでは二点目の基幹産業である商工観光の取り組みについてということでお答え申し述べさせていただきます。この冒頭でお話しされているところは少子高齢化と人口の減少というのは、国はもろろんのこと、自治体市町村においては、大変大きな問題と定義されているところでございます。人口の歯止めと経済活性化を目指すというのが、当然、進められるべきでございますけれども、その関係から、私共、平成十年度から定住促進条例に基づいた、各種の住民サービスを進めてまいったところでございます。これもこの事業の歯止めの一環ではないかなと、このように思っております。ところでございます。これについても、継続的にまた進めてまいりたいとのように思っております。その継続の中で、それぞれ当初から、徐々に私も増やして、活性化を狙ってきたところでございます。特に、今年度の場合には、商工関係の助成ということで、商工会を初め、各種の振興策、活性化に対するスポーツ、中小企業の利子補給、旅館民宿の助成、そして商工会が実施される、活性化の関係のそれを含めると

五、四〇〇万円ほどの事業を助成しながら進めさせていただいて今日に至ります。村は、その成果を期待をしながら、いかにして、商工会、商工事業者と話し合いを持ちながら、進めていかなければならないのかなと、このように考えているところでございます。特に、これから進めていかななくてはならないのは、よく道の駅だとか、直売所だとか、色々な施策がそれぞれの市町村で実施しているところでございますが、これらを視野に入れて、やはり産業興しといひましようか、そういうものとの関係機関と十分話し合いしながら、早々に解決して、そしてその方向性でもっていかなければならないのかなと、このように思っております。これらを含めて、やはり人口増のそういう村の活性化という事業の一環でも、私はあると思っておりますし、そのほかにも、この商工観光とは関係ございませんけれども、土地を調整をしながら、住宅または、関係する業者との話し合いをしながら、誘致活動も進めるのも、活性化に努めるところの解決策ではないかなと、このように思っております。これらを含めて、村は二セコ積丹小樽の海岸国定公園という指定された観光地でございます。景観と歴史と文化がある地域でもございますので、それらのPRも含めながら、これらの関係の充実を図ってまいりたいなと考えてます。

酒井元純議員(再質問)

牧野村長

お伺いします。

商工業・観光業の振興活性化の取り組みについて、毎年度、質問してきました。これまで、具体的な取り組み、施策について、提案がなされず、毎年人口減少が続いております。基幹産業衰退は、村全体の問題であり、基幹産業衰退は、村存亡の危機でもあります。他の市町村では、基幹産業の振興、活性化対策に多くの財源を投入し積極的に取り組んでいると聞いております。特に、地域資源を活用し、人口減少対策として、若者の雇用の場取り組みとして新たな地域産業の創出に取り組み、若者の定着、後継者対策に大きな成果を上げている近隣町村の話も多く聞かれます。本村ではどうか、毎年人口が減少し、雇用の場の問題もあり、若者の流出が続く、少子高齢化が進み商工業の経営不安による、後継者問題等の解決策の施策に対する村としての取り組みがない。村長は、答弁で、何時もの通り、定住促進条例や、助成の支援などの取り組みを言われますが、その結果、今の現状をどの様に把握し、理解しているのか、わかりませんが、新たな、産業振興、活性化対策に取り組んでいく必要があるが、新たな、村づくり、基幹産業振興活性化政策について、村長としての、お考えを

この問題は、村の施策の考え方どうのこのという問題以外に、一番重要なのは、やっぱり、官民挙げて対応していかなければならないというふうにして考えてます。やはり、今、国でも言っておりますところの地方創生という話も今出てきておりますけれども、そういう考え方もつていけば、やはり、地方自治体、国、そして関係機関、それにまたあそこに関連するところの地場産業の関係機関と、それを含めた中で、交流を図りながらも、広域的な観点も含めた、やはり体制づくりをしていかなければ、どこの機関、自治体も人口減少、高齢化の今、歯止めというのなかなか、厳しい状態になっております。そういう状態を含めて、これらが大前提としながら、やはり、村が一生懸命支援したからといって、事業者が動かなければ、なかなかできないところが大でございます。そういう中で、それに対して、それぞれの業者の関係機関の方々が、それら村としてどういうような形で、支援または協力してくれるのかという、今までの関係からすると、相談もございません。ないからということではないですけれども、そこら辺を含めて、村は

それなりに投げかけて今日までできております。いずれにしましても、村全体がそういうふうにならなければ、なかなかこういう体制は、よくならないと私は思っておりますので、これは村がそれを反省しながら、十分これからも対応していきたいなとこのように思っております。実際に、村としてこうしてしたい事業があったということで、特に商工会の方にお願したところがございまして、それに対して回答がないという状態で事業がそのままになってます。そこら辺のことも含めて、やはりもう一度見直してもらえればというのがあります。いずれにしましても、

これが観光業、商工観光の事業がどう関連されるべきものと私自身も思っておりますし、やはり村のPR不足も当然出てくるわけでございますけれども、いずれにしましても、共存共栄の中で進めるような対策をとっていききたいなとこのように思っております。新年度予算につきましては、今、各課で取りまとめしている中で、それらの事業、いろんな住民からの要望やその辺の考え方もお聞きしてございますので、そこら辺を十分踏まえて、新年度予算に、これは共有するものについては、対応していくような形で、進めていきたいとこのように、思っております。

三浦 光博 議員
不納欠損処分

について



不納欠損処分について質問いたしました。平成二十五年度各会計決算は、九月定例会において認定されましたが、一般会計、国民健康保険特別会計における村民税の不納欠損額は合わせて、二、〇九九万四、五二二円となっております。そのうち国民健康保険特別会計分は、二、〇六九万二、九八九円と、非常に高額になっております。不納欠損処分

とは一般的には聞きなれない言葉ですが、これは滞納分の税金が徴収できなくなったとして、それを消滅させることです。つまり、払わなくても良くなったということになります。民間で言えば、売掛金が回収できなくなったので、会社みずから判断して、経理上の整理をすることになります。地方公共団体である泊村は、税負担の公平公正

の観点から、不納欠損処分をする場合、地方税法などの法的な根拠に基づき、滞納整理をした上で実施しなければなりません。平成二十五年度泊村健康保険税の不納欠損処分について、滞納処分の手順を踏んだ上で、処分できる要件を満たしたものでなければ、不納欠損処分はできないものと理解しておりますが、滞納処分を行わずに、不納欠損処分をしたものがありますか、地方税法の定めによる滞納処分の停止の継続による不納欠損、消滅時効による不納欠損処分の件数と処分金額はそれぞれどのような状況になっていきますか、また滞納者に対する課題と今後の対策について、どのように考えていますか。

牧野 村長

不納欠損処分についてのご質問について、お答えさせていただきたいと思っております。二点に分かれてご質問されているわけでございますけれども、今回の不納欠損処分は滞納の処分はしております。全て昭和五十一年度から平成二十年度までの処分ということでこれは五年間の時効を迎えておりません。そういう中で、消滅の時効による不納欠損処分として、三十八名、一〇六九万二、九八九円でございます。

平成二十五年度より、これらの問題については当然村として、進めていかなければならない状況でございますけれども、なかなか、こういう滞納者に対しての、いろんな法的な手続というのは、進めることはできない状況の中でありましたけれども、現在はもう平成二十五年度よりの期限が過ぎた時点で督促を発布して、それでも納付や納税相談がない場合には、電話や訪問などによって催告を行ってきております。一括納付できない場合には、分納の計画を書いてもらって、消滅時効を遅らすという行為も実際に進めてございます。また官公庁や金融機関、勤務先などへの財産調査も行って、財産差押えもできるような体制づくりを進めてございます。こういう関係から、やはり公平性をきちつと、欠かせないような形で、村は進めていかなければならないと思っております。金額は大変大きいございます。昭和五十七年から平成二十年までの金額のそれぞれの関係を処分させていただきましたけれども、これも、それらの方々から亡くなった人や行方不明の方、いろいろな方々がいらつしやる中で、三十八名の処分を処理をさせていただきました。これは大変、地域住民に対して申しわけないなと思つてるところでございますけれども、これをそのまま財政上に残すわけにはいきませんので、収入としてなかなか取れない。五年間の時効というものもございまして、それを踏

まえて、処分をさせていただきました。そういうことで、お答えを申し上げますところでございます。よろしくお願い致します。

三浦光博議員（再質問）

滞納者に対する課題と今後の対策について、ご答弁がありませんでしたので、これから質問の中で、併せてお答えいただきたいと思つております。まず村長のご答弁では、滞納処分をしておりますと明確に答えておりますけれども、私が指摘させていただきたいのは、滞納整理をしないで、不納欠損処分するということ、地方税法等の関係からいっても、不適切じゃないかという趣旨で質問してはるわけです。これによつて、私は泊村に損害を与えたというふうにつまみかねるわけです。ということは行政がしなければならぬ、一連の手続を踏まないで、たまたま年度が過ぎて、五年の消滅時効による不納欠損処分だと理解はしますけれども、その手続の仕方が私は法に触れる行為だと思つております。昨今の厳しい経済情勢の中でも、しっかりと納税については義務感を持つてお支払いしていただく方が泊村に多くおられますので、わかりやすく、質問するために若干の法の解釈について、申し述べたいと思つたので、よろしくお願ひしたいと思います。

す。冒頭で質問した、滞納処分の停止ということ、滞納処分をする財産がないときは、滞納処分をすることで、生活が著しく困難になるとき、または滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の停止をすることが出来るということですね。この停止が三年間継続したとき、納入義務が消滅します。これがまず一点目の法律の解釈です。二点目は執行停止の關係ですが、滞納処分の執行を停止したが、徴収金を徴収できないことが明らかなきは、地方公共団体の長がその徴収金の納付納入義務を直ちに消滅させることが出来る。三点目は、今回の答弁で、消滅時効による処理がほとんどです。この消滅時効については地方税の徴収権は原則として、法定納期限の翌日から起算して、五年間行使しなければ時効によつて消滅しません。五年間、行政が権限を行使しなければ、消滅しますと、ですからここで「は、行政のするべき責務について「たが」をはめてると理解します。その中断からさらに五年間、徴収権を行使できます。ですから、消滅時効中断という制度が地方税法等にきちつとつたわけているわけですから、五年間の、消滅時効を十年間延長するために、しなければならぬ手続を、今回の不納欠損処分にあつてはと指摘したいのです。私の指摘に対して、村長がどう思われるのか、まず二番目にお答えいただきたいと思つたので、泊村のこの不能欠損処分にあつて、泊村の

公職者が、今回の不納欠損処分の対象の中に入っていることはあります。先ほどの答弁漏れと、併せてご答弁をいただきたいと思います。

牧野村長

村長がどのような考え方を持っておりますかという、これに対する答弁でございますけれども、先ほど申し上げたように公平性を欠けていたということで、地方自治体としての考え方としての、処置を怠っていたということでございます。大変、住民に対しては心からおわび申し上げる次第でございます。この問題であり、税に対する考え方というものが、いろんな面で、なかなか今まで処理ということも措置をしていかなかったところが、問題視された件でございます。いずれにしても、大変住民に対して申しわけないなとこのように思っているところでございます。それと二つ目のご質問については、この滞納者の中には公職者が含まれてございます。村の自治体で、その機関の中で働いている公職者が、こういう行為があったということに対しては、誠に私自身残念でなりません。でも、そういう方々に対してやはり、お話しを進めてきた経緯はこれは紛れもない事実でございます。それでも、

尚且つ、それなりの滞納に対する納付されなかったということ、これらについても、当然あったわけでございますけれども、今後につきましても十分にその辺を配慮しながら、厳格な体制で、これらのものを滞納者に対しては進めていきたいなとこのように思っております。

今後の取り組みということで、今お話し申し上げたと思うんですけれども、厳格な体制の中で、やはり税というものが、どういうものかというところをきちつと住民に認識していただいて、やはり、それ相応のそれぞれの生活というものもありますけれども、きちつとその辺をわきまえて、この税の法律に基づいた中で厳格に進めていきたいなとこのように思っております。ですから、いろんな面があるうかとも思いますけれども、財産差押えまで当然進めていくという考え方を持ちながら、やっていきたいなとこのように思っております。

三浦光博議員（再々質問）

今後の取り組み対策は理解します。課題があつて対策があるわけですから、その課題の答弁がありませんでした。村長が滞納者に対する課題をどのように捉えていますか。

牧野村長

先ほどもお話し申し上げましたけれども、昭和五十一年から平成二十年までの金額は当然、金額的に高うございます。でも、これはこのまま残すということにはならないわけでございますから、法律に基づいて処分をさせていただきます。こういう方々は先ほどもお話し申し上げましたけれども、毎年、こういう方々には十二月末までの間に何回か、ご本人のところに行つて、納付していただくことをお願いしながら、きつたところがございますけれども、その方々からの口頭で行なつていたというのでも、そこら辺が原因かなと思つていられるわけでございます。書類の取り交わしを十分やつていれば、やはり時効という形にしていることも、延ばすことも当然できるわけでございますから、これら辺のことを十分考慮しながら、今後は進めていくということで、今までの関係につきまして、先ほどもお話し申し上げましたけれども、住民に対して大変申しわけないなとこのように思っているところでございます。

三浦光博議員（再々質問）

答弁の中では、課題を整理されていないと指摘せざるを得ませんけれども、今後の対策について、村長の決意が表明されたと思います。ただ、村長ご自身も公平性が欠けてたと、村民の皆さんにお詫びしたいというご発言ありました。まさに私は、村長の職責として、そういう滞納整理を行わずに不納欠損処分をして、結果として泊村の歳入に大きな欠陥を及ぼしたと思えます。債権を村が放棄したわけですから、借金をゼロにしたわけです。この責任は大きいと思うのです。ですから、村長の責任として、お立場上の責任として、私はきつちりと責任を取るべきだと思つたわけです。先般道東の浜中町の記事が、北海道新聞に掲載されています。これも欠損処分についてですけども、町長みずからが責任をとつて処分するという記事が載つていました。また内容は違えど、今日の北海道新聞の朝刊には、余市町長の処分の記事が載つてました。まさにこういう姿勢が必要じゃないですか。だって、二、〇〇〇万というお金を村長の責任で、法的な手続を踏まないという責任を果たさないまま、損害を与えたと厳しい指摘かもしれませんけれども、現実にもそういうことだと思つたのです。ですか

とまり議会だより

ら、しっかりと責任、しかるべき責任をとるべきだと私は思うわけです。その指摘についてのご答弁いただきました。それと滞納者の中に公職者の方がおられるというご答弁でしたが、村長もゆゆしき事態だというふうにご認識のようですから、まさに私もそう思います。公職者という立場の方は、村の税金で報酬をいただいているわけです。その方が納税の義務を果たさない、責任は重大だと思ふのです。村長は、その件については指摘されてますけれども、その辺のことを、しっかりと村長の責任に具体的に取り進めていく、責任があると思うのです。くだいようですけれども、今回のこの欠損処分については、執るべき法的な基準に従わないで、滞納整理をし、滞納処分したわけですから、その責任を明確にするべきだと思ふので、ご答弁をお願いいたします。

牧野村長

今、法的な手続を踏まないで滞納処分したところという事はないわけです。あくまで、五年間という時効を踏まえて村が対応していかなかったとそういうことがあったということ、これも昭和五十一年から二十年までの間ですから、私の責任ということ、私には進めておりますけれども、これを早

めに対応していかねばならないということ、実際には今までの首長の方々がやっていかなかったことを私は責任持つて今進めてるわけですから、そういうことで責任をとっていききたいなとこのように思つてございます。それと公職者の関係につきましても、当然、今のようないんちを怠つたということも当然でございませぬけれども、やはり納税の義務ということも剥奪してたという考え方が、本人があるかないか別にしましても、やはり、それなりなことを、村はご本人対してお話しを申し上げましたけれども、履行しなかつたとそういうことで、こういうことを今後ともならないように、村がきちんと対応していきたいと思ふます。

三浦光博議員

村長は、これまでのご答弁の中で、住民に申しわけないということでお詫びをしております。しかしくだいようですけれども私が指摘してるのは、首長として二、〇〇〇万あまりの不納欠損処分を現実には牧野村政がしたわけだから、過去にいろんな経緯があろうといえども、現実に今置かれてる牧野さんご自身の、村長としてのお立場で、責任を明確にするべきだと。そのため何らかの、自らの責任の所在を明確にしてもらいたいということも指摘し

てるのです。それと同時に不納欠損処分をされた公職者に対しても報酬を支払わなきゃならないですよ。これは住民感情からいっても納得できないことだと思ふます。ですから、今のようないんちの姿勢じゃなくて、今置かれてる牧野村政の責任者として、丁寧に住民に説明をしながら、自らの処分をすることがそのお立場におられる牧野さんの私は責任だということ、強く指摘させていただきます。ただこの件については今後また何らかの議会の席上で、色々やり取りさせていただくことになるとかと思ふます。ただ先ほど記事を紹介したとおり、ほかの自治体では、きちつとその責任を明確に果たしていません。そのことをお伝えして、終わります。

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

(尚、傍聴人は、傍聴席での飲食又は喫煙は、泊村議会傍聴規則により禁じられております。)

議会日誌

平成二十六年十一月一日～
平成二十六年十二月三十一日

12月

5日・議会運営委員会

- ・第四回定例会の会期について
- ・一般質問の通告について
- ・意見書案の提案について

9日・産業経済常任委員会

- (もいわ荘検討委員会)
- ・もいわ荘の問題について

11日・第4回定例会

- ・泊村議会全員協議会
- ・泊村新型インフルエンザ等対策行動計画について
- ・茅沼診療所に係る指定管理について

- ・岩内協会病院への助成について
- ・原子力発電所対策特別委員会
- ・電力移出県等交付金及び核燃料サイクル交付金について
- ・泊発電所の安全対策について

16日・第四回定例会(再開)

19日・産業経済常任委員会

- (もいわ荘検討委員会)
- ・もいわ荘の問題について

とまり議会だより

11月

3日・泊村功労者表彰式

(議長・副議長・各議員出席)

11～13日

- ・町村議会議長全国大会及び中央要望(東京都 議長出席)

17～19日

- ・第九回全国原子力発電所立地議会サミット 東京都(議長・副議長・各議員出席)

20日・議会だより編集委員会

(第一五五号)

25～1日

- ・村政懇談会(各集会所 議長出席)

27日・原子力発電所対策特別委員会

- ・安定ヨウ素剤の配布方法について



平成
27年

第1回定例会

会期 3月5日～12日

平成27年度 各会計予算を議決
6会計の予算総額 44億8,092.9万円

平成27年度 各会計予算額

会計名	予算額	前年度対比
一般会計	39億3,800万円	1.4%増
国民健康保険特別会計	8,986.3万円	14.0%減
簡易水道事業特別会計	5,345.5万円	22.3%減
集落排水事業特別会計	4,831.1万円	1.3%減
公共下水道事業特別会計	3億2,350.8万円	24.7%増
後期高齢者医療特別会計	2,779.2万円	1.4%減
合計	44億8,092.9万円	0.8%増

平成二十七年第一回泊村議会定例会は、去る三月五日に招集され、会期を十二日までの八日間と定め、開会初日五日は、議長の諸般の報告と村長から行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、提出された議案三十二件（人事案件一件・条例の制定・改正廃止等十八件・平成二十六年度補正予算七件・平成二十七年年度新年度予算六件）の提案理由の説明を受け、全員構成による予算特別委員会を設置し、内容審査を付託した後、延会しました。

六日は議案等調査のため、休会といたしました。

九日は、一般質問が行われ、質問終了後引き続き、新年度予算を除く議案二十五件を審議採決しました。

十・十一・十二日は、予算特別委員会を開催し、付託された平成二十七年年度新年度予算六件（一般会計一部修正）を慎重審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

予算特別委員会終了後、本会議を再開し、予算特別委員会での審査内容についての委員長報告があった後、新年度予算六件を原案通り可決し、更に追加議案一件の審議採決を行い全日程を終了して閉会しました。

審議した議案

泊村監査委員の選任に付き同意を求めることについて……………原案可決

任期満了に伴い、能井勝治氏の選任に、満場一致で同意しました。

泊村立茅沼診療所の指定管理者の指定について……………原案可決

手稲溪仁会病院との指定管理期間を三年間延長するものです。

条例の制定

泊村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………原案可決

泊村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………原案可決

泊村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………原案可決

いずれも、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正等に伴う条

例の制定です。

条例の改正

泊村議会委員会条例の一部改正について……………原案可決

議員定数の削減に伴い、各常任委員会等の定数も削減するための改正です。

泊村国民健康保険税条例の一部改正について……………原案可決

地方税法等の一部改正に伴う、所要の改正です。

泊村特別職報酬等審議会条例の一部改正について……………原案可決

教育長の給料の額について、報酬等審議会に諮問することとなるための改正です。

泊村公職者に対する報酬及び費用弁償の額並に支給方法に関する条例の一部改正について……………原案可決

各条例の廃止に伴い、公職者から削除するための改正です。

泊村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について……………原案可決

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴う、所要の改正です。

泊村教育委員会委員の定数に関する条例の一部改正について……………原案可決

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴う、所要の改正です。

泊中学校改築等周辺整備審議会条例の廃止について……………原案可決

周辺の改築も全て終了したことによる条例の廃止です。

泊村国民宿舎特別会計条例の廃止について……………原案可決

泊村国民宿舎管理条例の廃止について……………原案可決

泊村国民宿舎職員の給与等に関する条例の廃止について……………原案可決

国民宿舎利用料徴収条例の廃止について……………原案可決

泊村国民宿舎営繕基金条例の廃止について……………原案可決

泊村国民宿舎維持基金条例の廃止について……………原案可決

平成二十七年三月末をもって「おいわ荘」を完全閉鎖することによる、関係条例の廃止です。

後志広域連合規約の変更について……………原案可決

地域支援事業に要する経費の町村負担割合の改正に伴う、同連合規約の変更です。

補正予算

平成二十六年古宇郡泊村一般会計補正予算（第七号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ五六、〇〇〇千円を減額し、総額四、一一二、一八〇千円としました。

歳入のおもなもの

財政調整基金繰入金

一五、三七六千円の減

土地開発基金繰入金

一三、〇四七千円の減

とまり 議 会 だ よ り

歳出のおもなもの

有線放送施設機器更新工事

一九、八七三千円の減

岩内・寿都地方消防組合負担金

一七、九一二千円の減

各特別会計繰出金

三五、八〇〇千円の減

平成二十六年古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ一五、四四九千円を増額し、総額一二〇、三〇一十千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村国民宿舎特別会計補正予算(第四号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ七、七二五千円を減額し、総額五六、三六九千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算(第三号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ三、一七八千円を減額し、総額六四、六四〇千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村集落排水事業特別会計補正予算(第一号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ四、八四六千円を減額し、総額四四、〇九四千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ七、六八六千円を減額し、総額二四三、〇五二千円としました。

平成二十六年古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)……………

原案可決

歳入歳出それぞれ六一二千円を減額し、総額二七、五七三千円としました。

新年度予算

□平成二十七年古宇郡泊村一般会計予算……………

原案可決

歳入歳出 三九億三千八百万円

□平成二十七年古宇郡泊村国民健康保険特別会計予算……………

原案可決

歳入歳出 八九、八六三千円

□平成二十七年古宇郡泊村簡易水道事業特別会計予算……………

原案可決

歳入歳出 五三、四五五千元

□平成二十七年古宇郡泊村集落排水事業特別会計予算……………

原案可決

歳入歳出 四八、三一十千円

□平成二十七年古宇郡泊村公共下水道事業特別会計予算……………

原案可決

歳入歳出 三億二三、五〇八千円

□平成二十七年古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計予算……………

原案可決

歳入歳出 二七、七九二千円

追加議案

国民宿舎もいわ荘の施設を使用しないことについて……………

原案可決

施設を解体することに議会の議決を求めたものです。



一般質問

三浦 光博 議員

□ 介護保険法改正に伴う泊村の介護保険サービスと福祉政策について

酒井 元純 議員

□ 平成二十七年執行方針（総合計画）について

□ 定住の促進について

□ 企業誘致の推進について

三浦 光博 議員

介護保険法改正に伴う

泊村の介護保険サービスと
福祉政策について



今議会が一期四年間の任期の最後の定例会になり、最後の一般質問となります。特に住民の関心の高い介護保険法改正に伴う、泊村の介護保険サービスと福祉行政一点に絞って質問させていただきます。

介護保険法が改正され、平成二十七年から、特別養護老人ホームの新規入所者は要介護三以上に限定されることとなりますが、訪問介護、通所介護サービスもこれまでど

おり受けられなくなる事態になるので、すか、また介護保険法改正は泊村の福祉政策にも大きく影響すると思いが、今後の福祉政策をどのように推進していくのですか。

牧野 村長

それでは、ご質問にそって、お答えさせていただきますと思います。平成二十七年四月から、特別養護老人ホームの新規の入荘者さんの方々については、介護の必要性の高い介護度三以上の方が対象になっておりますが、現時点では国の考え方は柔軟性を持っておりまして、要介護制度が一、または二の方々についても、特別養護老人ホーム以外に生活が著しく困難であるとされる方々については、やむを得ない事情ということで、市町村の関与のもとで、特例として入荘を認めることができるようになってございます。特に、どういう方々かとおっしゃいますと、一つには知的障害者、精神障害者などの方で、地域での安定した生活を続けることは困難である方。二つ目は家族などによる虐待が深刻により、あとは心身の安全安心確保が不可欠である方、それから三つ目は、認知症の高齢者であり、常時、適切な見守り、介護が必要である方、そして四つ目なんです。単身である同居家族が、高齢または病弱であるなどにより家庭等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービス、生活支援などの条件となっていない方々について、認めるって

いうような、特例な考え方も、もって

ます。そういう関係から、村としましても、そのような形で進めていきたい。特にご質問の介護保険を改正された段階で、訪問看護、または通所介護などのサービスについては対象となっていないということ、従来どおり、村として進めてまいりたいなとこのように思っています。それと村としましても、こういう高齢者の方々に対する、やむを得ない施設入所が必要な方には、生活上において不安がないように村独自の事業であります、生活の管理の指導短期資格事業ということ、利用できるように入所を進めており、それに対応しているところでございます。以上、申し上げましたが答弁とさせていただきます。よろしくお願

三浦光博議員（再質問）

訪問介護と通所介護サービスについて、従前どおりのサービスの提供は、変更ないということよろしいですね。後段で質問しました今後の福祉政策について、の言及がありませんでしたが後ほどよろしくお願います。市町村関与のもとで、特例として、四つの要因の説明がありました。国の法改正の趣旨を読み解きますと、この辺り以外の町村独自の特例と言いますか、そういうものも認められるのかな

という予測のもとで、再度、質問いたしますけれども、先ほどの答弁で、泊村独自事業の利用も含めて、福祉サービス、高齢者の方々の生活と安全の確保を最優先に進めるという方針が示されていますけれども、その四点以外に、泊村独自の要介護一、二の対象者に対する、入所基準をつくるという考えはあるのかどうか。また、そういう泊村独自の国が示した四点以外の基準をつくることができるのか、法に抵触しないのか、ご答弁をいただきたいと思えます。それと、先般の定例会初日の行政報告で村長が示されておりましたが平成二十一年度から、管内十六町村で構成する後志広域連合、ここにおける共同事業の介護保険事業について、平成二十七年四月から介護保険料が五、三四三円に統一されると報告がなされました。現行泊村の保険料は、四、七二七円だと思いますが、当然、月当たり六一〇円程度上がります。それは取りも直さず、対象者の負担が増えるということになります。国の方針は、施設介護から在宅介護というものに、手厚い政策が移行してきてます。まさに四月から、法改正に伴う、そういった動きだと認識します。そうしますと、在宅介護サービスを受けられる方、先ほど訪問介護、通所介護サービスは従来どおりといいますけれども、在宅介護というふうになると、やはり保険料の値上げと共に施設になかなか入れなくなるという不安が高齢

者の方々から寄せられております。そういったところにも、泊村の政策として、気配りをしながら、住民の不安を取り除いていくという、さらに突っ込んだ福祉政策が必要だと私は思うのです。ですから、二十七年村政執行方針でも、申し述べておりますけれども、これまでの福祉政策に比べて国の基準等、変化があります。社会情勢も大きく変わってきてる中で、泊村の福祉政策というものも、今までのような方向性だけでは、泊村の高齢者の生活不安等の解消が、なかなか難しいんじゃないかというふうには私は認識して居るわけです。現在施設に入所されて、福祉サービス、介護サービスを受けてる方々ばかりではなく今後、予備軍と言われる方々が安心して施設に入れるんだという方向性を示せるものであれば、村長の方針をしっかりと将来に示していくことが必要でないかと思えます。それが今回の執行方針では、なかなか見受けられませんでしたが大きく捉えた泊村の福祉政策の観点をいま一度ご答弁をお願いいたします

牧野村長

まず三点目でございますけれども、四点のできる柔軟性のあつた、村の対応というものをこれをきちつと把握しながら進めていく、福祉政策、これに

ついては、それなりにということでございますけれども、これにつきましては平成二十七年の今年の四月から、この法が改正された中で、村としても、やはり国とのいろんな考え方というものをきちんと把握していかなければならないということもございまして、これについては、今後、村の対応として検討させてもらいたいなど、国の考え方も含めて、やり取りをこれからしていかなければならない、改正としてされておりまして、その中で今、言ったように四点の柔軟性な福祉政策は独自でやりなさいよということになってますけれども、それ以外ということもございまして、やはり、その村としても、把握しきれないところがあるから、今でございますから、それをきちつと踏まえた上で検討していかなければならない事項はやらなければならぬということに思えます。それから二番目の介護保険制度を連合会でやって、今指摘の金額をされておりますけれども、広域連合としては、一保険者、一保険料というような考え方で統一を図つた今回の改正でございます。そういう中で、村としての金額は保険者には、金額的には六一〇円上がりますけれども、それなりの福祉に対する充実さをきちつと後志の何処へ行つても、そういう会話できると、そういうことも含めた政策でございますので、金額は高くはなっておりますけど、そういう形で今回改正をさせてもらったとそういう

考えでございますので、そういう方向性で、村も住民に対しては、周知していかなければならないなど、このように思っております。それからの三点目の将来に対するつていうことで、福祉施策をどういう方向性ということになつてございますけれども、村は社会福祉協議会も充実しながら進める形、それから保険センター、包括支援センターの関係も含めて、それらをどういうふうな形で、これから今までの政策を政策として進めてきておりますけれども、ある程度方向性見えたものにも、これから改正されることによつて、考えていかなければならないと思っておりますので、福祉の充実を十分把握しながら、対応してきたらこのように思っておりますので、基本はそこでございますので、その点、お含みしていただきたいと思います。

三浦光博議員(再々質問)

国の示された四点以外の基準について、泊村で、基準づくりができるのか、よく実態を調べて、進めるといふふうに向きに捉えておりますので、よろしく配慮していただきたいと思えます。福祉政策というのは、言葉で言うと簡単に福祉の充実とか、私自身も簡単に使いますけれども、やはり人間が

生まれてから、お亡くなりになるまで、一生の人生の大きな柱といえますか、人生を形づくっていく政策といえますか、そういったものになると思うのです。ですから、終末を迎える人生そういうものを見直した時に、やはり村長が常日ごろから村政の理念として掲げている任んで良かった村づくり、これをどうやって実感として、泊村の住民の皆さん方が思っていて、感じて、旅立たれるのか、こういうところには、目線を置く政策を、きめ細かくこれまで以上に検証しながら進めていく時じゃないかと思えます。社会情勢も大きく変化していますし、国の政策も大きく転換期を迎えております。ですから、泊村の現状を見ますと、空き家が大変目立ってきております。それと一月末現在では六十五歳以上の人口が、総人口の三六%弱、六三三人ほどおられます。人口の減少は泊村ばかりじゃないですけれども、減少して、今では一、七七一名、こういった形で右肩下がりでどんどん下がってきております。そういう中で空き家の問題、ひとり暮らしの高齢者、体に不自由さを感じての方々、こういった方々が、いつでもどこでも安心して暮らせるという村政を牧野村政は目指してきておりますが自分たちが何か不安を感じたときに、近所隣の方々と話をしたり、あるいは泊村の中で共通して、そういった思いを持った方々との交流ができる、例えば常に集会所が開放されてるだ

か、あるいは施設入所ができない方々のグループホーム的な発想を持った新しい住居の形態、公営住宅のあり方とすれば、やはりこれまで推進してきた定住促進政策というものを今この時期に、この時期から検証して、新たな政策、住民の望んでいる政策、現場とのミスマッチが起きない、そういった政策を、しっかりと住民とともに、つくり上げていくっていう、そういう手法も必要でないかと私は思うのですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

牧野村長

議員からの話ですが、政策上これは総合的な村の福祉政策の中で、やっぱり分析すること当然必要でありますし、高齢者の方々のような形で考えを持つてるかということの気配りそういうものも含めて、やはり検証していかなければならないということで、私なりにも考えてございます。そのような中で、今、議員からお話あったことに対しては十分考えながらこれから施策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

三浦光博議員

私の指摘といましようか、私の思いを伝えましたが、その点について、検討するという姿勢ですので、そこに期待させていただきます。昨年からは北海道新聞が特集しております。北海道の三地区で、モデル事業として、進めて来た中に幌加内町茂尻の記事が載っていますけれども、三六人の茂尻の挑戦と、そこには地域協力隊の力も借りながら、なんとか、そこに暮らし続ける、そういった北海道の中にも泊のような現状がたくさんあります。北海道全体、日本国中そうなんですけれども、みんながその自治体の中でもがいてるといふこの現状は、議会を含めて、認識していると私は思います。この四年間、一般質問等で牧野村政について、厳しい指摘だとか、あるいは意見を申し上げました。私なりに議員としての力不足を感じながら、何とか四年間活動させていただいたと思っております。村を良くする、村民の幸せのために頑張る姿勢は、牧野村政にしても、私個人にしても議員として、同じ思いだと思いますので、住民の幸せのために、しっかりと上げていただき、質問を終わらせていただきます。



酒井 元純 議員

平成二十七年
度

執行方針（総合計画）
について



執行方針の総合計画具現化に対する
取り組みについて、質問致します。第
四次泊村総合計画が平成二十二年に策
定されて泊村の新たな村づくりの指針
である、泊村づくりの将来像、交流か
ら創造する泊村、の実現に向けて十年
間の村づくりの取り組みがスタートし
てから、今年度が前期五年目にあた
ります。村づくりの実現に向けて、七つ
の課題に別けて取り組みの内容が、示
されており、そこで、前期五年間
で取り組んだ事業と、その成果、と、
今年度、五年目に当たる、二十七年
度における、実現性のある、事業の、内
容の具体的な取り組みについて、質問
致します。

牧野 村長

それではご質問に沿って平成二十七
年度の執行方針の総合計画についての
ご質問で、その中で二点ほど、ご質問

されております。答弁としまして、総
合計画の審議委員会につきましては、
議員の皆さん方のご尽力いただいて、
平成二十三年度から三十二年までの
十ヶ年という形で、平成二十三年度の
泊村総合計画は策定して、その中には
七件の基本目標を掲げて、今年で五年
目になつてるといふことは、ご承知の
とおりでございます。それで今日まで
私が執行してきました、ハード事業に
つきましては、共同調理所の改築、特
別養護老人ホームの改築、養護老人
ホームの改築、それから、沿岸地区の
公営住宅、泊小学校の教員住宅などの
ハード事業を進めてまいりまして、そ
れに伴って、ソフト事業という形では、
継続事業としております、地域情報
化の有線放送及び防災減災にかか
る推進事業、小中学校の教材事業など
を執行してきたということにつきまして
は、それなりに有線放送やそれから、
広報等でもお知らせして、今日まで来
ている。そして議会の皆さん方の変
温かいご理解のもとでこの事業を進め

させていたただいたつていうことでござ
います。今年度は前期五年の最終年度
にあたりますので、当然、私も財政
政の状況をきちつと見極めながら、こ
れから十ヶ年と言つても、五年目にか
かりますけれども、平成三十二年まで
の財政の数値を今見比べながら進めて
おりますけれども、それを今年度、き
ちつと事業を精査するような形でもつ
ていきたいなということ、話させて
いただいておりますけれども、そうい
う健全さを協議しながら、国の重要施
策であります、地方創生の交付金で財
源も確保していくことは、今年度予算
でも計上させていただいておりますけ
ども、二十六年度の事業で継続的に
二十七年度事業を進めるつていう予算
を計上させていただいております。そ
ういう中で、作成予定の地方版の総合
戦略というものも、国のほうは市町村
それなりに作つて下さいという指示が
ありましたので、その見直しを進めな
がら、やつていきたいなとこのように
思つてるところでございます。以上、
答弁とさせていただきますので、よろ
しく願ひします。

酒井元純議員（再質問）

私は、これまで村づくりの指針であ
ります、総合計画の取り組み、具現化
に対する、村長の取り組み事業内容に

ついて、質問してきました。今日の答
弁もこれまでの答弁と、ほぼ、同じよ
うな内容の答弁ですが、私の質問の意
図は総合計画に掲げられている政策の
取り組み、施策が総合計画との整合性
のとれた取り組みについて質問しており
ます、特に、人口減少対策や、少子高
齢化、人材育成、後継者問題、基幹産
業振興対策の取り組み、新たな雇創
出の、地場産業の創出等々の総合計画
で提案されている取り組みの具現化に
向けた、事業内容に質問しております。
村づくり施策の指針となす、総合計画
の具現化に村長はどの様に理解し、取
り組んできたのか、お伺い致します。

牧野 村長

政策を進める上で基本的なことは、
前にも、また執行方針でも申し述べさ
せていただいておりますけれども、総
合計画に基づくところの村の政策が基
本だとは思つております。そういう中
で、時期的に何年度、何年度、何年度
どういう事業をやるかということ、計
画上は設けてますけれども、やはり
財政事情、社会情勢、いろんなものを
勘案していくと、なかなかそれなりに
年度、年度でつくり上げていくという
ことは、調整であるということ、承
知のとおりだと思います。考え方とし
ては、私は議員さんのおっしゃるとお

いかなければなりませんので、水産の就職政策の充実、特にこの関係につきましても、それぞれ漁業者と、それから商工業者との機関を通じて十分話し合いしながらこれから進めていかなければならないと思うし、それを含めて、また女性の社会的な進出についていうこととの関係から、子育ての整備というものも含めて、さらには土地の分譲それも含めて、カウントしていかなければならないと、このように考えてございます。これらの答弁については、今までも何回かお話しさせていただきました。今までも、村独自の考え方のほかには、やはり、広域化の考え方も含めた中で、関係機関との働きかけをしながら、これらの定住促進の進め方をやっていかなければならないなど、このように思っておりますので、そういう形で答弁をさせていただきたいと思っております。

酒井元純議員（再質問）

定住促進の取り組みについて、総合計画の実施計画で各種の取り組みについて、提案されており、ふるさと定住促進奨励事業の推進と、移住者定住の環境整備づくり、外部の人材を活用した事業として、やる気のある人材を雇用し、新しい着眼点や、発想で特産品の開発、製造、販売まで等々の取

り組みが示されており、実施主体が商工会で、財源として、五四〇万円が提示されており、この取り組みが定住促進につながるとして、実施計画で提案されたものと、思います。それ以外、定住促進の取り組みは提案されておりません。村長は、定住促進の取り組みを見直すと言われておりますが、具体的にどの様な見直しをして、定住促進に取り組んでいくのか、お伺いします。

牧野村長

当然、平成十年度からの事業でございますし、社会情勢も変わってきております。やはり制度的には利用しやすいつていうか、やはり社会情勢にあつた中でやはり内容の制度改正をしていかなければならないなど、このように思っています。子育ての関係もありますけれども、やはり国がそれなりに支援し、村も支援してございます。これはやはり、いろんな面では避けて通れないような状態の中で、やはりこれからも充実にしていかなければならないのかなとこのように思っていますし、住宅の面につきましても、実際には金額的には、他町村にはない政策を進めてきておりますけれども、この中身も、やはり制度的に取り扱えることも、扱いの考え方、住民が考えて、立场上、格

差のないという言葉は適当かどうかわかりませんが、そこら辺を含めた中での金額の考え方、年数のとり方等いろいろこうあつたりするわけでございますけれども、それを含めて、途中でついでというよりも協議は職員内では、一時はしたんですけれども、なかなか今の社会情勢の中では、今の制度を充実させていくということを含めながら、検討していかなければならないのかなとこのように思っております。

酒井元純議員

定住、移住対策の取り組みは、重要な政策だと思っております。これだけ人口が減り、少子高齢化が進んで来ている現状の解決策として、外部から、若い人に移り住んでもらう政策が一番重要だと思っております。が、これまでの様に移住者対策の一環として、公営住宅建設を進めてきた、政策は、一時期は、効果があつたとしても、結果として、最終的には人口増加に結びつかない事は、今日の現状を見ると、明らかである。これからは、持ち家制度に移行し、持ち家対策の優遇制度を検討し、泊村に住宅を建てて、移住してもらおう、魅力ある、移住、定住の政策を検討し、泊村に住んでみたくなる、政策を、インターネットを活用し、移住者対策に真剣に取り組んでいく事が必要と思

ます。



酒井 元純 議員

企業誘致の推進について

企業誘致の推進について質問致します。

い致します。

企業誘致の取り組みについて、執行

方針の中で、雇用の場の創出は、地域の活性化と、泊村の未来を創る人材の確保に欠かせないものだと言われております。又、村では、企業振興促進条例を制定し、発電所関係の企業誘致に、一定の成果を見た事から、三号機の関連企業の誘致促進を図る一方、一地域活性化の支援制度を活用して地域住民、団体や企業などと連携して、地域資源を活用した産業おこしで、雇用の場を開拓してまいりますと、述べられておりますが、三号機の関連企業の誘致にどの様に取り組んで、きたのか、企業誘致の取り組みで、岩宇四カ町村で設立した地域産業活性化協議会の事業支援制度を活用して、企業誘致に取り組みとも、言っておりますが、その取り組みの成果、結果についてと、又、地域資源を活用した、産業おこしで、雇用の場を開拓する取り組みを、検討、話し合いされてきたと思うが、取り組みの政策についてと、あわせて、お伺

牧野 村長

い致します。

三点目の企業誘致の推進についてというところで、二点ほどご質問をさせていただきます。地域資源を活用した、産業おこしについてどのような取り組みをされているか、村としてどのように企業誘致に取り組んできたのかという取り組みの考え方、これについて、答弁させていただきますと思いますが、ただいま議員からお話ございましたように本村は平成十三年に企業の振興促進の条例を制定して、雇用の増加と企業の立地を図り、固定資産税の減免と助成を積極的に取り進めてきたところでございます。そういう関係から、ご承知の通り、平成十六年度には滝ノ間に五つの会社が進出していただいでこの私共の優遇制度を利用した形で、企業の誘致が図られたところでございます。それも含めて、電源立地の関係の

国の優遇措置も紹介させていただきながら、今日は、来ているところでございます。岩宇四カ町村という形で、私お話しさせていただきまますけれども、実際には私共の地形、それから今の企業のあり方というものを見つめていたときには、なかなか土地的にも厳しい状態の中で、今、現在ございます。これからは土地を造成するような形を持つていきながら、企業誘致を図って行かなければならない、そういう土地を確保していくということが大前提であると思っております。そういう中で、やはりエネルギー政策も含めた考え方というものも当然、進めていかなければならない。元に戻りますけれども、岩宇四カ町村としては、経済産業局との連携のもとに昨日も新聞に出ておりますけれども、岩宇の食とサイクリングツアーや岩宇のキッチン二セコというところで、岩宇四カ町村が比羅夫のスキー場のところでPRの特産品の販売を実施させていただきました。これは七日、八日、二日間やっておりますけれども、外国人もいかにして、私どもの岩宇四カ町村に来ていただくかという、そういう食を含めてやってきたわけでございますけれども、大変、好評に終わったところでございます。外国人ですから、日本語とのふれあいというものも、なかなか厳しいんですけども、それらを含めて、これからは対応していかなければならないというように考えておりますので、ご承知の

とおり、東日本大震災があつて、原子力発電所はもとより、いろんな企業が厳しい状況に置かれていくことは、ご承知のことだと思えます。そういう中で、私どもは経済産業省の政策事業の優遇制度を活用しながら、当然これからも、四町村を一つの考え方として、エリアの推進というものをピアーールしていかねばならないのかなと、このように思っております。この関係の事業内容なんですけれども、主催といましようか、これは北海道と北海道立食品加工研究所、さらには小樽商大、室蘭大学、それから大学などの関係者のお力をお借りして、この事業を含めて、これからいろんな企業がどういうような形で維持できるのかということも十分、分析しながら、やっていかなければならないなど、このように思っております。当然、議員の皆さん方のお知恵を拝借しながら、村としても厳しい社会情勢にありますけれども、十分、環境状態を勘案しながら、どういう形の企業誘致していったらいいのかなということも含めて、再検討していかなければならないのかなと、このように思っております。できるものは、やはり早めに手をつけていくという考え方でおりますけれども、なかなか、こういう企業誘致をするというのは厳しい状態にあるということをご承知のことだと思えます。いづれにしましても、これからもそれらの分野を

とまり議会だより

関係機関と協議しながら、積極的に進めさせてもらいたいなどこのように思っております。

酒井元純議員(再質問)

企業誘致の取り組みについて、只今の説明で、企業誘致の取り組みは、相手の条件や、地理的な問題など、いろいろな問題で難しい事は理解しておりますが、発電所に関わる、関連企業誘致につきましては、どの様な誘致の取り組みをしてきたのか、わかりませんが、関連企業の事務所、出先機関、宿舍などが、近隣町村に立っております。立地村である泊村に職員住宅一つあるわけでもない。これまで、どの様な取り組みをされてきたのか分かりませんが、総合計画の中で、企業誘致の取り組みで、インターネットを活用して、企業誘致振興促進事業の内容を発信し、企業誘致に取り組みや、企業誘致PRパンフレットを作成した、取り組みが、提示されております。その、取り組みをされているのか、もう少し、積極的に取り組みべきと思います。又、地域資源を活用した、産業おこしで、雇用の場を開拓する取り組みに、についても、難しい問題だろうと思いますが、企業誘致を含めた、担当職員を配置し、積極的に取り組む体制をつくり、取り組むべきと、思います。村長の、こ

れまでの取り組みと、今後の取り組みについての考えをお伺い致します。

牧野村長

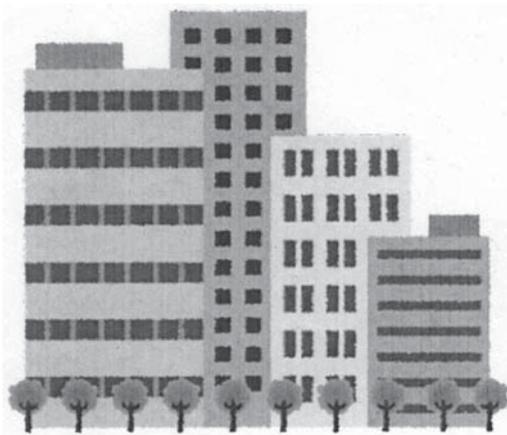
これからのことの企業誘致の考え方、そして今、職員のこともお話しされましたけども、産業課の方には今、企業誘致の係がおりますけども、そういう関係で、今日までずっときているわけでございます。いずれにしましても、村の土地の状態をきちんと整備させていたいただいて、今もおりますけれども、それを含めた中で、いかにして、どう企業を誘致していくかということにつきましては、平素、私も関連する会社の方にはお話しをしてお願ひしていると、ころもありますけれども、諸条件は、いま言ったような企業促進条例というものを基準にしながら、誘致を図っていくということが、私は基本ではないかなと思いますので、それらを十分、積極的に説明をしながらやっていきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

酒井元純議員(再々質問)

企業誘致や地元産業の創出は、泊村の将来にとって、重要な課題であり、真剣に取り組んでいかなければなりません、企業誘致に対する各種優遇助成制度は、今、財源に余裕があるうちに、総合計画で、提案されている施策に真剣に取り組んで戴きたい。前期修了の年に当たって、執行方針で示された、取り組みの実現に向けた、取り組みに対する、村長の考えをお伺いします。

牧野村長

私も、それはもう十分熟知しておりますので、その方向性で、きちつと進めてまいりたいと思います。



議会 日誌

平成二十七年一月一日～
平成二十七年三月三十一日

1月

- 7日・泊消防団出初式
(議長・副議長・各議員出席)
- 11日・泊村成人式
(議長・副議長・各議員出席)
- 16日・産業経済常任委員会
 - ・もいわ荘の問題について
 - ・原子力発電所対策特別委員会
 - ・電源立地地域対策交付金(旧電力移出県等交付金相当分)について
 - ・安定ヨウ素剤配布に関する住民説明会について
 - ・ハザードマップの修正について
- 17日・泊消防団新年幹部交礼会
(議長・副議長・各議員出席)
- 18日・茅沼地域会新年交礼会
(議長出席)
- ・第三地域会新年交礼会
(議長出席)
- ・渋井地域会新年交礼会
(議長出席)

2月

- 23日・泊村商工会新年交礼会
(議長出席)
- 24日・堀株地域会新年交礼会
(議長出席)
- ・盃地域会新年交礼会
(議長出席)
- 25日・第二地域会新年交礼会
(議長出席)
- 26～27日
 - ・原発議長会役員会及び原発サミット実行委員会合同会議
(東京都 議長出席)
- 13日・第一回臨時会
 - ・泊村議会全員協議会
 - ・茅沼診療所に係る指定管理について
 - ・岩内協会病院について
 - ・泊村議会委員会条例の一部改正について
- 14日・泊村パークゴルフ協会新年交礼会
(議長出席)
- 19～20日
 - ・後志町村議会議長会総会並びに行政懇談会
(洞爺湖町 議長出席)

3月

- 26日・後志広域連合議会定例会
(倶知安町 議長出席)
- 27日・議会運営委員会
- ・第一回定例会の会期について
- ・一般質問の通告について
- ・予算特別委員会の設置について
- ・意見書等の提案について
- ・産業経済常任委員会
- ・もいわ荘の問題について
- 5日・第一回定例会
- 9日・第一回定例会(再開)
- 10～12日
 - ・予算特別委員会
- 12日・第一回定例会(再開)

泊村前議会議長 宇留間文宣
泊村議会議長 結城 智

編集後記

「議会だより」第一五六号をお届けいたします。

今回は、十二月の第四回定例会、三月の第一回定例会について編集いたしました。

なお、第一回定例会において、平成二十七年各会計の歳入歳出決算を認定しました。

是非ご覧になって、村の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見、ご要望等がございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

- 結城 智
- 三浦 弘文
- 宇留間 文宣
- 小林 常次
- 吉田 茂樹